

●香川県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年6月29日から同年7月20日まで一般の縦覧に供する。

平成24年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺佐野線（8号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市柞田町字落井手乙831番1 地先から	前	7.7~23.7	791	交通安全施設整 備事業による現 道拡幅
観音寺市柞田町字石井乙22番2地先 まで	後	12.0~37.0	791	